



**MORI**

# 事業計画の概要

株式会社森商会

## ■ 事業全体の概要

現在実施している事業	産業廃棄物部門	産業廃棄物の収集・運搬業・処分業、リサイクル
	解体工事部門	建設解体一般、空調機関係の特殊工事、内装解体・仕上げ作業一式、アスベスト除去作業、建造物の新築、改修、解体に伴う各種工事
	スクラップ部門	非鉄金属及び鉄スクラップの収集・運搬、リサイクル

## ■ 事業の全体計画

事業全体的な計画	地球環境の保全が世界人類の最重要課題であることを深く認識し、当社は事業活動のあらゆる面で環境保全に配慮した行動をする事により、地球生態系と共生して、持続的に成長・発展する経済社会の実現に貢献します。
----------	---

## ■ 産業廃棄物収集運搬事業

収集運搬業で取り扱うごみ種	①汚泥(水銀使用製品産業廃棄物を含む)②廃油③廃酸④廃アルカリ⑤廃プラスチック類(石綿含有廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)⑥木くず ⑦繊維くず⑧ゴムくず⑨金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)⑩ガラス・コンクリート及び陶磁器くず(石綿含有廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)⑪がれき類(石綿含有廃棄物を含む)(積替え又は保管を含む)⑫紙くず
---------------	--

予定計画運搬量	①汚泥	0.1 t	⑦繊維くず	5 t
	②廃油	0.1 t	⑧ゴムくず	0.1 t
	③廃酸	0.1 t	⑨金属くず	1363 t
	④廃アルカリ	0.1 t	⑩ガラス・コンクリート 及び陶磁器くず	524 t
	⑤廃プラスチック類	663 t	⑪がれき類	105 t
	⑥木くず	211 t	⑫紙くず	5 t
取り扱う容器の種類	コンテナ(4m <sup>3</sup> , 6m <sup>3</sup> , 8m <sup>3</sup> , 12m <sup>3</sup> , 40m <sup>3</sup> )、ドラム缶(200L)、			
	ペール缶(20L)、バレーナ(1.7m <sup>3</sup> )、鉄箱(1m <sup>3</sup> , 2m <sup>3</sup> )、			
	フレコン(1m <sup>3</sup> )、ガラ袋200枚			
車両の用途	取り扱う廃棄物の登録車両を用い、廃棄物の種類・品目・形状に応じて、適切な車両を使用する。車両は、排ガス対策として順次、入れ替えていく。			
事業体制	業務時間	原則 8:00 ~ 18:00		
	休業日	原則 日曜・盆・祝祭日・年末年始		
安全管理	・朝礼にて毎朝注意事項確認			
	・毎朝の車両チェック			
	・定期的な緊急時の対応訓練			
環境保全措置	産業廃棄物収集運搬			
	1 飛散・流出対策 運搬中の荷崩れによる廃棄物の飛散、流出、漏れ、破損を防止するため、ロープ掛け、シート掛けを確実に行う。			
	2 悪臭対策 産業廃棄物 取り扱う廃棄物の種類、品目、形状に応じて適切な容器を使用して、悪臭の漏洩を防止する。			

### 3. 環 境 経 営 方 針

#### <基本方針>

(株)森商会では自社内にリサイクルシステムを整備し循環型社会の形成に努め、地球環境の保全が人類の最重要課題であることを深く認識し、よりよい地球環境の保護に貢献します。

#### <環境方針>

1. 事業活動全般において、継続的な取り組みとして、環境負荷の削減に努めると共に、環境配慮に努めます。

2. 事業活動全般における継続的な取り組みとして、以下の項目に取り組みます。

①電力、軽油の消費に伴う二酸化炭素排出量に削減

②水の使用量（排出量）の削減

③廃棄物排出量の削減による再資源化の拡大

④産業廃棄物の収集運搬、処分における環境配慮に努めます

⑤解体工事における環境配慮に努めます

⑥環境関係法規等の遵守を誓約します

⑦グリーン商品購入の推進

⑧社内全体の効率化によるサービスの提供

3. 環境経営の継続的改善を誓約します

4. 地域社会とのコミュニケーションを図り、地域社会の生活環境保全に努めます。

5. この環境方針は全社員に周知、徹底させるとともに、一般にも公表します。

制定日：平成28年12月10日

変更日：令和5年3月31日

株式会社 森商会

代表取締役 森光治



## 環境経営目標とその実績

No	環境経営目標	基準値	CO2 換算係数 (基準年度2022年度)	単年度目標とその実績			中期目標		
				2023年度目標	実績	評価	2024 年度	2025 年度	2026 年度
1	二酸化炭素排出量の削減	電力使用量		基準値に対し 1 %削減	710,890 kWh	×	基準値に対し 1 %削減	基準値に対し 1 %削減	基準値に対し 1 %削減
		527,623 kWh／年	0.452 (東電)	522,347 kWh／年以下			522,347 kWh／年以下	522,347 kWh／年以下	522,347 kWh／年以下
		原単位 (kWh・CO2/スクラップ売却量)		基準値に対し 1 %削減	15	×	基準値に対し 2 %削減	基準値に対し 3 %削減	基準値に対し 4 %削減
		13 kWh／年		13 kWh／年			13 kWh／年	13 kWh／年	12 kWh／年
		油種別消費量		基準値に対し 1 %削減			基準値に対し 2 %削減	基準値に対し 3 %削減	基準値に対し 3 %削減
		化石燃料 使用量 の削減							
		軽油 <L／年> 256,223	2.58	253,661 L／年以下	460,174 L	×	251,099 L／年以下	248,536 L／年以下	248,536 L／年以下
		原単位 (L/スクラップ売却量)	軽油 <L／年>	基準値に対し 1 %削減	10		基準値に対し 2 %削減	基準値に対し 3 %削減	基準値に対し 3 %削減
			4 L/年	4 L/年			4 L/年	4 L/年	4 L/年
		計(kg-CO <sub>2</sub> ) 原単位	化石燃料合計 256,223	253,661 L／年以下	460,174 L		251,099 L／年以下	248,536 L／年以下	248,536 L／年以下
			900,340 kg-CO <sub>2</sub> ／年	891,337 kg-CO <sub>2</sub> ／年以下	1,508,571 kg-CO <sub>2</sub>	×	884,718 kg-CO <sub>2</sub> ／年以下	878,100 kg-CO <sub>2</sub> ／年以下	878,100 kg-CO <sub>2</sub> ／年以下
2	廃棄物排出量の削減	廃棄物 排出量の削減	廃棄物排出量	基準値に対し 1 %削減			基準値に対し 2 %削減	基準値に対し 3 %削減	基準値に対し 3 %削減
			1,170 kg／年	1,158 kg／年以下	1,550 kg	×	1,147 kg／年以下	1,135 kg／年以下	1,135 kg／年以下
3	原単位	水使用量の削減	水道使用量	基準値に対し 1 %削減			基準値に対し 2 %削減	基準値に対し 3 %削減	基準値に対し 3 %削減
			2406 m <sup>3</sup> ／年	2382 m <sup>3</sup> ／年以下	4100 m <sup>3</sup>	×	2357.9 m <sup>3</sup> ／年以下	2333.8 m <sup>3</sup> ／年以下	2333.8 m <sup>3</sup> ／年以下
		原単位	水道使用量	基準値に対し 1 %削減			基準値に対し 2 %削減	基準値に対し 3 %削減	基準値に対し 3 %削減
			0.06 m <sup>3</sup> ／年	0.06 m <sup>3</sup> ／年	0.09 m <sup>3</sup> ／年	×	0.06 m <sup>3</sup> ／年	0.06 m <sup>3</sup> ／年	0.06 m <sup>3</sup> ／年
4	収集運搬・処分における環境配慮	活動計画の実行	活動計画の実行		計画実行		同左	同左	同左
5	解体工事における環境配慮	活動計画の実行	活動計画の実行		計画実行		同左	同左	同左

※二酸化炭素排出係数は2021年東京電力エナジーパートナー(株)調整後排出係数0.452kg/kWhを適用した

※環境目標「廃棄物排出量」は、一般廃棄物のみ対象にしている。産業廃棄物は、当社事業の性格上事業拡大に伴い増加するので削減の対象にはしていない。

原単位の算出はスクラップ売却量を用いる R5年度 46836 t

※総使用量は参考数値として記載

※産廃(工事現場、顧客の持ち込みにより)リサイクル率の変動が激しい為リサイクル率中長期目標を設定していない

#### 環境経営計画の内容と取組結果並びに評価

活動内容（手段）	担当責任者 及び 使用量・目標	CO2 排出係数	スケジュール												年間評価		
			2023年						2024年								
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
廃棄物削減	1. 分別の徹底		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	2. 再使用、再利用の徹底		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	3. ペーパーレス化の推進		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
上記1～3の実施状況（進捗評価）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
水使用量削減	一般廃棄物排出量の把握と評価	一般廃棄物排出量	0.06	0.10	0.10	0.07	0.09	0.07	0.05	0.06	0.05	0.05	0.80	0.04	0.06	0.129	
	単位：一般廃棄物排出量 t	累計一般廃棄物排出量	0.06	0.16	0.26	0.33	0.42	0.49	0.5	0.6	0.65	0.7	1.45	1.49	1.55		
	一般廃棄物目標	一般廃棄物目標	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.07	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	累計一般廃棄物目標	累計一般廃棄物目標	0.1	0.2	0.3	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	0.97	1.07	1.17	1.27			
	達成評価	達成評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
水使用量削減	1. 朝礼活用、節水呼びかけ	各部門長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	2. 節水コマの導入可能蛇口調査、取付		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	3. 年に2回漏水点検		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	上記1～3の実施状況（進捗評価）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	水使用量の把握と評価	水使用量	224	190	182	239	274	297	323	336	295	303	690	747	341.667		
環境配慮活動	単位：水使用量 L	累計水使用量	224	414	596	835	1109	1406	1729	2065	2360	2663	3353	4100	1,738		
	原単位累計水使用量	原単位累計水使用量	0.10	0.07	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.07	0.09	0.09	
	原単位水使用量目標	原単位水使用量目標						2.26									
	達成評価	達成評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	収集運搬、、処分																
1	①エコドライブの励行	目標															
	②収集先の作業の後始末	実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	実施状況（進捗評価）	実施状況（進捗評価）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2	解体工事	目標															
	①計画前の現場環境調査と工事前の近隣への工事説明	実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	実施状況（進捗評価）	実施状況（進捗評価）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	②リサイクル率の向上	目標															
	・分別の徹底	実績	69.8%	86.9%	83.1%	79.6%	87.3%	82.7%	71.9%	71.4%	67.0%	74.7%	78.8%	55.8%			
産廃・解体工事	累計実績	累計実績	69.8%	77.7%	79.1%	79.2%	81.0%	81.3%	80.2%	79.3%	77.9%	77.7%	77.7%	76.4%			
	達成評価	達成評価	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○		
	評価基準		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	実施状況（進捗評価）	達成評価															
○ 計画	目標達成																
×	実施したが不十分であった	目標未達成															
リサイクル率の累計の計算：累計リサイクル率 = 累計リサイクル量 / 累計処理量																	

四半期評価	累計原単位評価	電力	軽油	二酸化炭素	水
4月～6月		○	○	×	○
7月～9月		○	○	×	○
10月～12月		○	○	×	○
1月～3月		○	○	×	○

四半期取組計画達成評価	
4月～6月	二酸化炭素排出量の削減が達成できなかった。活動内容は確実に実施している。
7月～9月	二酸化炭素排出量の削減が達成できなかった。活動内容は確実に実施している。
10月～12月	二酸化炭素排出量の削減が達成できなかった。活動内容は確実に実施している。
1月～3月	二酸化炭素排出量の削減が達成できなかった。活動内容は確実に実施している。



## 8. 環境関係法規等の遵守状況の確認

確認者	作成者	遵守確認日
芦谷	森	2024.5.10

当社に関する環境関連法規等は下記の通りですが、下記のように遵守状況を2024年5月に確認した結果、違反はありませんでした。関連機関からの違反等の指摘、環境関連の訴訟も過去3年間ありません。  
関連法規一覧表とその確認結果は下記の通りです。

### «« 一般的な努力義務を定めている法律 »»

\*遵守状況・・・○ ×で記入 ×報告書添付の事

区分 法律 条例	法令などの名称	規制の内容	確認対応	遵守状況
○ 一	環境基本法 e-GOV法令検索	環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。	廃棄物の適正処理と製品等の使用、 廃棄による環境への負荷の低減の措置、 再生資源等の利用に努める。 環境保全に努める。 環境への負荷の低減に努める。	○
○ 一	循環型社会形成推進基本法 e-GOV法令検索 参照	環境保全活動を推進し、 健康で文化的な生活の確保をする事 ①廃棄物等の発生の抑制 ②循環資源の循環的な利用 (再使用、再生利用、熱回収)の促進 ③適正な処分の確保により、天然資源の 廃棄物処理法の適切な運用を図るために制定された	・循環資源（廃棄物等のうち有価な物） を適正に処分 ・RPFによる廃棄物等の固体燃料化	○
○ 一	グリーン購入法 環境省 参照	グリーン購入は、購入者の消費行動を環境に配慮したものにすることで、供給者に環境負荷の少ない製品の開発を促し、経済活動全体を環境配慮型へ変えていく力を持っています	必要なものを必要な量だけ買う 使い捨てでなく長く使えるもの選ぶ リサイクルされたもの、リサイクルシステムのあるものを選ぶ	○
○	建設業法 e-GOV法令検索 参照	この法律は、建設業を営む者の質質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とす	現場に入る前は必ず注文書・請書のやりとりを行い、 安全書類1式の提出を行う	○

## 《《 遵守しない場合、罰則規定がある法律 》》

区分 法 律 案 例	法令などの名称	規制の内容	確認対応	遵守状況
○ 一	<b>建設リサイクル法</b> ※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律  ※目的 特定建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進すると同時に、解体が適切に行われる事により再生資源が十分に利用され廃棄物の減量化等をすすめること  e-GOV法令検索 参照	分別解体や資材の再資源化の義務付け  生活環境の保全及び経済の健全な発展を寄与  解体工事業の登録	施工方法に関する基準に従って分別解体等をする。  再資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。  ・工事の事前届出 対象建設工事 建築物の解体 延床面積 80m <sup>2</sup> 以上 対象建設資材廃棄物 ①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③木材 ④アスファルト、コンクリート 管轄する都道府県知事の登録、または建設業の許可、技術管理者を選任し、技術管理者に工事の施工に従事する者の監督をする。 現場ごとに標識を掲げる。 注文者、施工場所、年月日、請負金額を記載した帳簿を作成する	○
○ 一	<b>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</b>  ※目的 廃棄物の排出を抑制し、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る  ・処理とは、収集、運搬、処分、再生をいう。 ・処分とは中間処理及び最終処分をいう。 ・中間処理とは、焼却、脱水、破碎、圧縮、再生等をいう。最終処分の前段階で、物理的、化学的、生物的等の方法により廃棄物の形状、概観、内容等を変化させる事。 ・最終処分とは、埋立処分、海浜投入処分及び再生をいう。  e-GOV法令検索 参照	第14条第1項の許可を受けること 1. 産業廃棄物収集運搬業許可 各許可地域 2. 産業廃棄物処分業許可 ①川崎市 廃棄物を処分するために保管される 場所の適正・保管量の適正	各許可地域によって異なる（別紙あり） 運搬車に社名、許可番号（下6桁）表示 積替保管許可はがれき類のみ 水銀使用製品は収集運搬のみ 破碎、圧縮固化施設 適正処理	許可更新の度 確認
		第12条第4項 1. 委託契約の規準	・委託する産廃の種類、数量 ・排出場所 ・有効期限（開始日、終了日） ・委託者が受託者に支払う料金 ・受託者の事業区分と種類 ・運搬の最終目的地（積替保管の有無） ・処理施設の所在地、処理方法、能力 ・最終処分の所在地、処分方法、能力	○
		第12条の3 1. 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 全ての産業廃棄物にマニフェスト制度 排出事業者に最終処分までの処理が適正に行われる為に必要な措置を講ずるよう努める義務	受託業務終了日からの送付期限・・・10日以内 交付日からの送付期限・・・180日以内 5年間の保存義務 産業廃棄物管理票交付等状況報告書 4/1~3/31の1年間の実績を事業場単位で6/30までに提出	毎年次年度 の 6/30迄に報 告
		第12条の第4第2項	産業廃棄物の運搬受託者は又は処分受託者は、マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。	
		第14条第2項及び第7項 1. 優良産廃処理業者の認定制度 処理業の許可の有効期間が7年となる優れた能力及び実績を有するものの基準を定める 2. 収集運搬業許可の合理化	・事業停止命令不利益処分を受けてないこと ・法人情報、事業計画等をネットで公表、更新 ・ISO14001、エコアクション21等の認証 ・電子マニフェスト利用が可能 ・自己資本比率が10%以上、法人税を滞納していない。 ・原則として47都道府県知事の許可を受ければよい	○
		第14条第17項 帳簿の作成	産業廃棄物収集運搬業者・処分業者は処分状況を正確に記載した帳簿を作成する	
		第21条第3項 1. 建築廃棄物にかかる処理責任	工事に伴う廃棄物の処理については、その工事の元請人が産業廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有する	次年度 初めに作成 都度契約

区分 法 律 例	法令などの名称	規制の内容	確認対応	遵守状況
○ 一	家電リサイクル法 特定家庭用機器再商品化法 ※目的 廃棄物の減量化により、資源の有効利用を進めること e-GOV法令検索 参照	廃棄物の適正処理、資源の有効利用、生活環境の保全 ①エアコン ②ブラウン管テレビ・液晶プラズマテレビ ③冷蔵庫・冷凍庫 ④洗濯機・衣類乾燥機	指定処分業者への的確な運搬 家電マニフェストをもらって来る 産業廃棄物の収集運搬の許可を得ているので 特定家庭用機器廃棄物の収集運搬は可能である	○
○ 一	自動車NOx・PM法 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 e-GOV法令検索 参照	二酸化窒素及び浮遊粒子物質による大気汚染に係る環境基準の確保、健康保護、生活環境保全 ディーゼル車の排出基準が定められ、基準に適合しない車は、対策地域首都圏(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)・愛知、三重、大阪、兵庫圏では車両規制がある。	①ガソリン車並の排出規準 ②最新のディーゼル車の排出規準 ディーゼル車排出基準 2.5t以下 Nox: 0.63g/km PM: 0.06g/km 2.5t~3.5t Nox: 5.9g/kWh PM: 0.175 3.5t超 Nox: 5.9g/kWh PM: 0.49g/kWh 対象車両: 0台	○
○ 一	自動車に関する規制等 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 e-GOV法令検索 参照	8都県市条例 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 さいたま市 千葉市 川崎市 横浜市 生活環境(大気汚染)を改善するために、自動車からの窒素酸化物等の排出量の削減に努める	指定装置を装着 低公害車として指定された自動車には、八都県市指定低公害車証を貼付することができる	○
○ 一	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全般に対して包括的な対策を実施するため、フロン回収・破壊法を改正 e-GOV法令検索 参照	第1種特定製品(業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器)に対してフロン類を充填又は回収を業として行う場合、事業を行う都道府県の登録が必要 充填の基準、回収の基準に従う 所有者が機器を適切に管理する必要 解体工事も元請け業者の役割 改正フロン排出抑制法令と2年4月1日に施行 業務用冷凍空調機器の廃棄等を行う際には機器に充填されているフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならない。	登録都道府県への更新 5年更新 年度毎に整備時の充填台数、量 回収台数、量等を都道府県に報告 (4/1~3/31迄分を毎年次年の5/15迄に報告) 再生、破壊業者への引渡し義務 冷媒フロン類取扱技術者が行うか立ち会う 再生証明書・回収証明書交付の義務 機器の点検の実施(履歴の保存) 解体工事元請業者は、解体工事、建て替え、リフォーム工事等を受注する際には、フロン類が充填されている第一種特定製品の有無を事前に調査・確認し、発注者に書面(事前確認書)で説明する必要がある 点検整備記録簿を機器廃棄後:充填回収業者がフロン類を引き取ってから3年間の保存義務 フロン回収済み証明の交付を義務付け 抜き取り作業を行わない場合は証明書の写しを受け取らない以外 回収してはいけない	○
○ 一	高圧ガス保安法 e-GOV法令検索 参照	高圧ガスの使用、保管 工場、現場で溶接、溶断に使うアセチレンガス・酸素ガス・プロパンガス(LPG)	各種高圧ガスの安全な取扱 高圧ガス使用、保管保管場所と管理方法	○
○ 一	騒音規制法 ※目的 工場、事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生するそう孫を規制する事により生活環境を保全する	工場、解体工事に伴い発生する騒音の必要な規制	せん断機、機械プレス 使用する機械等の低騒音車の使用 仮囲い養生を行い外部に漏れる音を防ぐ 作業員への教育 特定建設作業を行う場合、作業開始の7日前までに、市町村長に届ける	工事け負った際に確認 ※但しほぼ下請工事が多い
○ 一	振動規制法 生活環境の保全、健康の保護 e-GOV法令検索 参照	この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。 工場、解体工事に伴い発生する振動の必要な規制	せん断機、機械プレス 作業員への教育 特定建設作業を行う場合、作業開始の7日前までに、市町村長に届ける	工事け負った際に確認 ※但しほぼ下請工事が多い

区分 法規 例	法令などの名称	規制の内容	確認対応	遵守状況
○ 一	道路運送車両法 安全性の確保及び公害の防止その他環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進すること e-GOV法令検索 参照	自動車の登録の規定 使用者の点検及び整備の義務 安全性、保安上および公害防止上の技術基準 定期点検整備、整備管理者の選任など自主的整備の規定	車検 有効期限の確認 日常・定期点検 ※2週に1度確認別ファイルあり	○
○ 一	通行禁止道路通行許可 道路交通法第8条第2項	やむを得ない理由のある車両が、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行する行為	管轄警察署	○
○ 一	道路占用 (道路法第32条) 道路使用 (道路交通法)	道路やその上空・地下に、物を設置して継続的に使用する場合の許可 道路において工事、作業等、道路交通以外の使用をする場合	道路管理者又は所轄警察署長 第三者通路の確保 交通誘導員の配置、安全確保	○
○ 一	電気事業法 e-GOV法令検索 参照	事業用電気工作物の維持、運用に関する 保安確保	破碎、圧縮固化施設、圧縮、切断施設 変電施設の定期点検	○
○ 一	労働安全衛生法 e-GOV法令検索 参照	労働災害の防止及び最低基準を守り 労働者の安全、健康の確保	危険、健康阻害の防止措置 定期健康診断、教育、労災上掛保険加入	○
○ 一	浄化槽法 ※目的 適切な処理を図り、生活環境 保全及び公衆衛生の向上 e-GOV法令検索 参照	法定検査、保守点検、清掃の義務	法定検査 年1回 (全ばっさり槽 10人槽) 保守点検 年4回 7、10、1、4月 清掃 毎月	○
○ 一	大気汚染防止法 ※目的 国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全する  (石綿障害予防規則 (石綿則) 等が改正) e-GOV法令検索 参照	一般粉じんに係る規制:破碎機や堆積場等の一般粉じん発生施設の種類ごとに定められた構造・使用・管理に関する基準 特定粉じん (石綿) に係る規制:吹付け石綿等が使用されている建築物その他の工作物を解体・改造・補修する 作業における集じん等の作業基準 工事:労働基準局、役所 解体工事の事前調査、説明、掲示の義務付け  特定建築建材が使用されている建築物又は工作物の解体、改造、 補修作業を行う場合には届出  石綿作業主任者技能講習又は特定化学物質等作業主任者講習を 修了した者。石綿等の粉じんによる汚染や、吸入しないように 作業方法の決定や指揮をし、保護具の使用状況の監視をすること。 尚、作業方法の例としては湿潤化・隔離の要領・立入禁止区域の決定など  大気汚染防止法は、解体工事におけるアスベスト飛散を規制しています。 具体的な対象として現在レベル1とレベル2のアスベストを規制していますが、この改正法では、さらにレベル3も規制	石綿使用の有無について事前に調査、結果等を 工事場所に掲示、発注者に対し調査結果を書面で説明 届出義務者:発注者or自主施工者  事前調査 (方法明確化) 資格者による調査 調査結果3年保存、現場への備え付け 作業状況等の写真等による記録・3年保存	○
一 ○	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例  川崎市HP参照	指定事業所としての役所への届出  アスベスト対策の強化	指定施設の届出 ・動力プレス機 (加圧能力が98キニートを超えるものに限る。) ・せん断機 (原動機の定格出力が1 kW以上であるものに限る。) ・破碎施設 (原動機の定格出力が7.5 kW以上 (合成樹脂用破碎施設にあっては、0.75 kW) 以上であるものに限る。) ・事前調査の徹底	○
○ 一	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律  環境省 <a href="https://plastic-circulation.env.go.jp">https://plastic-circulation.env.go.jp</a>	この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るために、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	廃棄物の適正処理と製品等の使用、 廃棄による環境への負荷の低減の措置、 再生資源等の利用に努める。 環境保全に努める。 環境への負荷の低減に努める。	○
	水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁 (水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。) の防止を図り  並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関する人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。	油水分離を設置し汚染水が流れないように	○

## 千葉県及び富津市

区分 法律 条例	法令などの名称	規制の内容	確認対応	遵守状況
○	千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例 (通称：金属スクラップヤード等規制条例) 千葉県HPにて確認	事業の許可：事業場ごとに事業許可の取得を義務付け 住民への周知：許可申請前に事業場の周辺住民に対する説明会の開催等を義務付け 基準遵守：保管物の崩落や事業場における火災の発生等を防ぐための基準遵守の義務付け 現場責任者の設置：事業場に現場責任者の設置を義務付け	2024年度に入ってからの申請作業を行う	○
○	・富津市環境条例	事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する	工場内で対応	○